

## 新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（43 例目）最終報

4月29日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（43 例目）について、症状が改善し、退院基準\*を満たしたことから、5月9日に市内の感染症指定医療機関から退院されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 43	1 年代	50 歳代	
	2 性別	女性	
	3 職業	会社員	
	4 居住地	尼崎市	
	5 症状、経過	4月25日	発熱あり
		4月28日	発熱が継続、倦怠感あり。
		4月29日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
		<u>4月30日</u>	<u>PCR検査陽性確定。容体は安定</u>
	<u>5月9日</u>	<u>尼崎市感染指定医療機関に入院</u>	
		<u>尼崎市感染指定医療機関を退院</u>	
6 行動歴	4日23・24日はマスク着用の上、勤務。通勤は電車。		
	25日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし		
7 濃厚接触者	同居人2人。 <u>健康観察を終了。</u>		
	<u>職場の濃厚接触者は管轄保健所において対応終了。</u>		
	<u>その他濃厚接触者はなし</u>		
8 その他	勤務先で感染者あり		

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知  
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上